

総社市監査委員告示第3号

総社市監査事務局規程（平成17年総社市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市代表監査委員 風 早 俊 昭

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動条に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書の取扱い) 第7条 略 2 前項の規定により、監査委員の決裁を要する文書には「A」、局長の専決事項に属する文書には「B」の表示をしなければならない。<u>ただし、総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号）第2条第8号に規定する文書管理システムを使用して決裁する場合は、この限りでない。</u> 3 <u>その他文書の取扱いについては、総社市の文書の取扱いの例による。</u></p> <p>(サービス) 第8条 略 (公印) 第9条 略</p>	<p>(文書の処理) 第7条 略 2 前項の規定により、監査委員の決裁を要する文書には「A」、局長の専決事項に属する文書には「B」の表示をしなければならない。</p> <p>第8条 <u>文書は、文書管理台帳（様式第1号）により收受し、発送しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。</u> 2 <u>主要文書を他部局に送付するときは、文書送付簿（様式第2号）に記載し、受領者の認印を受けなければならない。</u> 3 <u>その他文書の取扱いについては、総社市の文書の取扱いの例による。</u></p> <p>(サービス) 第9条 略 (公印) 第10条 略</p>

改正後	改正前
	<u>様式第1号（第8条関係）</u> 略 <u>様式第2号（第8条関係）</u> 略

附 則
この告示は、令和8年4月1日から施行する。